

第44号議案

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

本市が独自に個人番号を利用する事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後			改正前		
別表（第3条、第4条） 条例で定める事務及び当該事務において利用する情報			別表（第3条、第4条） 条例で定める事務及び当該事務において利用する情報		
番号	事務	情報	番号	事務	情報
省 略			省 略		
15	小児慢性特定疾病児 童等日常生活用具の 給付に関する事務であ って規則で定めるもの	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			【追 加】
16	定期利用保育事業の 保育料の助成に関する 事務であって規則で定 めるもの	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			
17	省 略		15	省 略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。